

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市企業立地促進条例の一部を改正する条例

周南市企業立地促進条例（平成16年周南市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第1条の2第3項に規定する大企業」を「第1条の2第3項第1号に該当する者」に改める。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市企業立地促進条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 大企業者 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号) <u>第1条の2第3項に規定する大企業</u>をいう。</p> <p>(9)～(15) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>平成36年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 大企業者 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号) <u>第1条の2第3項第1号に該当する者</u>をいう。</p> <p>(9)～(15) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けている事業者に対しては、同条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 (略)</p>